

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和6年12月20日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム4	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	<p>情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。</p> <p>(1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。</p> <p>(2) データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。</p> <p>(3) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(4) 個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p> <p>(5) システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (基盤関連システム)</p>
システム5	
①システムの名称	オンライン申請管理システム
②システムの機能	<p>オンライン申請管理システムは、マイナポータル上のサービス検索・電子申請機能から提出された申請データをダウンロードし、表示、印刷、ステータス管理等を行う機能を有する。</p> <p>(1) シリアル番号紐付情報の取得 申請データには、申請者を特定するための情報として、申請者の、利用者証明用電子証明書のシリアル番号(以下「シリアル番号」という。)が含まれる。オンライン申請管理システムは住民基本台帳ネットワークシステムからシリアル番号に対応する住基個人コードを受領し、申請者を特定するための情報として用いる。</p> <p>(2) 申請データの取り込み オンライン申請管理システムは、申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする。</p> <p>(3) 申請データのデータベース格納 申請データは、1申請ごとに1つの申請ZIPファイルに格納されるため、オンライン申請管理システムは申請ZIPファイルを展開し、データや添付ファイルをオンライン申請管理システムのデータベース等に格納する。</p> <p>(4) シリアル番号による申請者特定 申請者の特定を効率的に行うため、申請ZIPファイル内のシリアル番号から住基個人コードを(1)の機能を用いて取得し、データベース等に格納する。</p> <p>(5) 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データや添付書類等を参照する機能や、審査状況を設定する機能を有する。</p> <p>(6) 業務システムとの申請データ連携 業務システムが申請データを取得できるよう、申請データの連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (既存業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル (2) 団体内統合宛名ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 ・ 番号法第9条第1項 別表の117項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1項 ・ 番号法第9条第2項 ・ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第1項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報提供】 ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、81項、125項、144項、155項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第1項、第17条第1項、第22条第1項、第39条第1項、第44条第1項、第77条第1項、第82条第1項、第83条第1項、第127条第1項、第146条第1項、第157条第1項 【情報照会】 ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項、145項、146項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務 【情報照会】 番号法第19条第9号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課
②所属長の役職名	障害施策推進課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費、地域生活支援サービス費の受給者、その配偶者及び保護者
その必要性	上記給付の支給決定、利用者負担の上限月額決定をするために必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書 シリアル番号)
その妥当性	<p>【個人番号】対象者を正確に特定するために保有 【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3) 【電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号】申請者の本人確認のために保有</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	健康福祉局障害施策推進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (主治医)							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)							
③使用目的 ※	支給決定情報の管理、障害支援区分の認定、負担上限月額決定							
④使用の主体	使用部署 健康福祉局障害施策推進課、障害自立支援課、障害施設サービス課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ヶ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課							
	使用者数 [1,000人以上] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	(1) 主治医からの医師意見書を障害支援区分認定に使用 (2) 地方税関係情報を利用者負担の上限月額決定に使用 (3) 医療保険関係情報を療養介護医療費の算定に使用 (4) 障害者手帳情報を障害福祉サービス支給決定の要件確認に使用 (5) 生活保護情報を利用者負担の上限月額決定に使用 (6) 介護関係情報を障害福祉サービスと介護保険サービスとの給付調整に使用 (7) 年金関係情報を情報特定障害者特別給付費の算定に使用							
情報の突合	本人および主治医からの情報は障害福祉番号(内部識別番号)、庁内他部署からの情報は個人基本番号(内部識別番号)にて突合							
⑥使用開始日	平成28年1月4日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 運用保守業務委託		
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 スリーエス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	システムの管理作業及び処理作業
委託事項2 介護給付費等支払業務委託		
①委託内容	介護給付費等の支払業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	地域生活支援サービス費の支払支援業務

委託事項3		オンライン申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		システム障害時の対応及び修正プログラムの適用等の運用保守作業を、民間事業者に委託することにより、専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	オンライン申請管理システム運用保守支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (6) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1項
②提供先における用途	児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項
②提供先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち被災者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表81項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条第1項
②提供先における用途	児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)及び療養介護医療費の受給者のうち手当改定児童
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち被災者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回
移転先2	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<横浜市における措置>

障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。

- ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
- ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。
- ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
団体内統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (自動応答不可フラグ用サイン)
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：団体内統合宛名システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉局障害施策推進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 市民局窓口サービス課 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム ）							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ 住民基本台帳ネットワークシステム ）							
③使用目的 ※	障害福祉サービス等の支給決定記録の管理							
④使用の主体	使用部署 健康福祉局障害施策推進課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ヶ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課							
	使用者数 [1,000人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、団体内統合宛名番号を生成する。 ・住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を団体内統合宛名システムへ登録した際に、団体内統合宛名番号を生成する。 ・生成した団体内統合宛名番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・団体内統合宛名番号並びに個人番号及び宛名番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・団体内統合宛名番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。 							
情報の突合	個人番号、4情報、団体内統合宛名番号及び宛名番号を相互に突合し、個人を特定する。							
⑥使用開始日	平成27年10月5日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	運用保守業務委託	
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	運用保守支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムのサーバー機器類はデータセンターに設置しています。 ○データセンターでは、入退出管理を行うとともに、監視カメラによる入退出者の記録をおこなっています。 ○データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得します。 ○入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理しています。 ○サーバー室では、不要物の持ち込みを禁止します。 ○データへのアクセスは操作者IDとパスワードによる操作者認証(ユーザー認証)が必要です。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しています。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行います。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されます。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル>

個人基本情報

1 個人基本番号 2 名寄せ番号 3 情報源コード 4 個人コード 5 個人種別 6 住民状態 7 世帯コード(住基) 8 世帯コード(外国人)
9 氏名(カナ) 10 氏名(漢字) 11 通称名(カナ) 12 通称名(漢字) 13 性別 14 生年月日 15 続柄(コード) 16 続柄(漢字) 17 市
民年月日 18 異動年月日 19 異動事由コード 20 届出年月日 21 住所_郵便番号 22 住所_住所 23 住所_方書 24 国籍コード 25
在留資格 26 在留期間 27 併記名(カナ) 28 併記名(漢字)

利用者台帳情報

1 障害福祉番号 2 区受給者番号 3 児相受給者番号 4 住記区コード 5 申請受付区コード 6 申請受付児相コード 7 利用者区分
コード 8 氏名区分コード 9 情報提供同意コード 10 障害種別(身体) 11 障害種別(知的) 12 障害種別(精神) 13 障害種別(発
達) 14 障害種別(難病) 15 優先障害種別コード 16 送付先氏名(カナ) 17 送付先氏名(漢字) 18 送付先郵便番号 19 送付先住
所 20 送付先方書 21 送付先電話番号 22 保護者氏名(カナ) 23 保護者氏名(漢字) 24 保護者郵便番号 25 保護者住所 26 保
護者方書 27 保護者電話番号 28 保護者生年月日 29 保護者続柄コード 30 受給者証郵便番号 31 受給者証住所 32 受給者証
方書 33 認定結果コード 34 二次判定障害程度区分コード 35 認定期間開始日 36 認定期間終了日 37 スコア認定期間開始日
38 スコア認定期間終了日

基本調査情報

1 申請日 2 給付区分 3 障害種別 4 (申請者)カナ氏名 5 (申請者)漢字氏名 6 (申請者)生年月日 7 (申請者)年齢 8 (申請者)郵便
番号 9 (申請者)居住地 10 (申請者)電話番号 11 (調査対象者)カナ調査対象者 12 (調査対象者)漢字調査対象者 13 (調査対象者)
生年月日 14 (調査対象者)年齢 15 (調査対象者)申請者との続柄 16 身体障害者手帳番号 17 療育手帳番号 18 精神障害者保健
福祉手帳番号 19 難病コード 20 難病名称 21 (医師)意見書依頼日 22 (医師)意見書入手日 23 (医師)医療機関コード 24 (医師)
医師コード 25 (医師)医療機関一郵便番号 26 (医師)医療機関一所在地 27 (医師)医療機関一電話番号 28 (指定相談支援事業者)
調査依頼日 29 (指定相談支援事業者)実施日 30 (指定相談支援事業者)所属機関 31 (指定相談支援事業者)委託区分 32 (指定
相談支援事業者)認定調査員コード 33 (指定相談支援事業者)認定調査員資格コード 34 (指定相談支援事業者)実施場所 35 (調査
対象者)性別コード 36 (調査対象者)家族等連絡先一郵便番号 37 (調査対象者)家族等連絡先一住所 38 (調査対象者)家族等連絡
先一電話番号 39 (調査対象者)家族等連絡先一漢字氏名 40 (調査対象者)家族等連絡先一調査対象者との関係 41 (概況調査)身
体障害者等級 42 (概況調査)身体障害者の種類 43 (概況調査)療育手帳等級 44 (概況調査)精神障害者保健福祉手帳等級 45 (概況
調査)障害基礎年金等級 46 (概況調査)その他の障害年金等級 47 (概況調査)生活保護の受給 48 一次判定日 49 訓練等スコア決
定日 50 行動援護スコア決定日 51 一次判定結果 52 判定スコア 53 総合評価項目得点(起居動作) 54 総合評価項目得点(生活
機能Ⅰ(食事・排泄等)) 55 総合評価項目得点(生活機能Ⅱ(移動・清潔等)) 56 総合評価項目得点(視聴覚機能) 57 総合評価項目
得点(応用日常生活動作) 58 総合評価項目得点(認知機能) 59 総合評価項目得点(行動上の障害(A群)) 60 総合評価項目得点
(行動上の障害(B群)) 61 総合評価項目得点(行動上の障害(C群)) 62 総合評価項目得点(特別な医療) 63 総合評価項目得点
(麻痺・拘縮) 64 総合評価項目得点(その他) 65 訓練等給付スコア 66 行動援護スコア 67 (介護給付費)審査会資料作成日 68
(介護給付費)審査会予定日 69 (介護給付費)合議体コード 70 (介護給付費)審査会資料番号 71 (介護給付費)二次判定日 72 (介
護給付費)二次判定結果 73 (介護給付費)変更事項コード 74 (介護給付費)認定有効期間 75 (介護給付費)審査会意見の有無 76
(介護給付費)審査会意見 77 (介護給付費)支給決定日 78 (介護給付費)支給有効開始日 79 (訓練等給付費)暫定支給決定日 80
(訓練等給付費)支給決定日 81 (地域相談支援給付費)支給有効開始日 82 (地域相談支援給付費)支給決定日 83 (認定調査)移
動や動作等に関連する項目 84 (認定調査)身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 85 (認定調査)意思疎通等に関連する項
目 86 (認定調査)行動障害に関連する項目 87 (認定調査)特別な医療に関連する項目 88 (医師意見書)麻痺 89 (医師意見書)関
節の拘縮 90 (医師意見書)てんかん 91 (医師意見書)二軸評価 92 (医師意見書)生活障害評価

障害支援区分認定情報

1 認定申請日 2 認定申請事由 3 給付区分(介護給付) 4 給付区分(訓練等給付) 5 訪問調査依頼日 6 訪問調査希望日 7 調査
実施機関事業所番号 8 調査実施機関調査員番号 9 調査実施市職員所属区コード 10 調査実施市職員コード 11 訪問調査実施日
12 訪問調査実施期限 13 訪問調査依頼書発行日 14 訪問調査依頼書決裁日 15 医師意見書作成依頼日 16 意見書作成依頼先
都道府県コード 17 意見書作成依頼先医療機関番号 18 意見書作成担当医師コード 19 意見書返送日 20 意見書返送期限 21 進
達日 22 一次判定実施期限 23 一次判定実施日 24 一次判定障害程度区分 25 認定有効期間 26 審査会日 27 審査会コード 28
認定年月日 29 認定結果区分コード 30 二次判定障害程度区分コード 31 認定結果理由 32 障害程度区分変更理由コード 33 認
定期間開始日 34 認定期間終了日 35 スコア有効期間開始日 36 スコア有効期間終了日 37 認定通知期限 38 審査会意見 39
認定結果通知書番号 40 認定結果通知書発行日 41 前回二次判定障害程度区分コード 42 前回認定終了日 43 申請取下理由
44 申請取下日

支給サービス情報

1 サービスコード 2 担当区コード 3 状態コード 4 申請日 5 支給開始基準日 6 申請事由コード 7 申請_支給量 8 申請_二人派遣
支給量 9 申請_支給開始日 10 申請_支給終了日 11 申請_8日控除支給量フラグ 12 申請_暫定支給フラグ 13 申請_暫定支給開始
日 14 申請_暫定支給終了日 15 決定_年月日 16 決定_支給量 17 決定_二人派遣支給量 18 1回あたりの利用時間数 19 決定_支
給開始日 20 決定_支給終了日 21 決定_8日控除支給量フラグ 22 決定_暫定支給フラグ 23 決定_暫定支給開始日 24 決定_暫定
支給終了日 25 変更_支給量 26 変更_二人派遣支給量 27 変更_適用開始日 28 変更_適用終了日 29 変更_8日控除支給量フラグ
30 不支給決定日 31 不支給理由コード 32 保留年月日 33 保留理由コード 34 取下年月日 35 取下理由コード 36 却下年月日
37 却下理由コード 38 取消年月日 39 取消決定日 40 取消理由コード 41 加算情報 42 優先支給期間開始日 43 優先支給期間終
了日 44 優先8日を控除した日数とするフラグ 45 優先支給量 46 優先二人派遣支給量

収入情報

1 所得年度 2 適用年月(開始) 3 適用年月(終了) 4 生保区分 5 本人課税区分 6 合計所得額 7 年金等収入 8 特障手当等収入 9 工賃等就労収入 10 在日外国人福祉給付金 11 仕送りによる収入 12 不動産の家賃収入 13 その他収入 14 その他生活費 15 租税 16 社会保険料 17 負担上限額境界層該当 18 境界層該当後負担上限月額 19 補足給付境界層該当 20 境界層該当後補足給付月額 21 個別減免預貯金額 22 個別減免一定の不動産以外の不動産 23 世帯員課税区分 24 配偶者課税区分 25 負担軽減申請生計中心者氏名 26 負担軽減申請世帯員数 27 負担軽減申請世帯収入 28 負担軽減申請世帯預貯金額 29 負担軽減申請世帯一定の不動産以外の不動産 30 障害基礎年金1級受給者フラグ 31 本人市民税所得割額 32 配偶者市民税所得割額 33 合算市民税所得割額 34 個別減免該当フラグ 35 食事負担額区分コード 36 老人保健医療該当フラグ 37 市民税所得割額区分 38 配偶者個人基本番号 39 配偶者氏名 40 保護者個人基本番号 41 保護者氏名

上限額決定情報

1 市基準負担区分 2 市基準負担上限額 3 適用年月 4 児相適用年月 5 国基準負担区分 6 国基準負担上限額 7 社福減免認定額(市基準) 8 社福減免認定額(国基準) 9 補足給付認定額(市基準) 10 補足給付認定額(国基準) 11 補足給付適用年月日 12 補足給付対象サービスコード 13 階層年度 14 法第31条に基づく給付率 15 法第31条に基づく給付率有効期間 16 個別減免該当フラグ 17 療養介護(福祉部分) 18 療養介護(医療部分) 19 療養介護(食事負担額) 20 食事提供加算コード

療養介護医療機関情報

1 都道府県コード 2 医療機関番号 3 被保険者証番号 4 保険者名 5 保険者番号

療養介護受給者証情報

1 担当区コード 2 公費負担受給者番号 3 交付年月日

上限額管理情報

1 上限額管理判定結果 2 上限額管理事業所 3 判定日 4 適用年月 5 国基準負担上限月額 6 想定負担額 7 上限額管理適用期間 8 上限額管理取消日

通知書発行履歴情報

1 発行日 2 通知書番号 3 帳票ファイル名

受給者証発行履歴情報

1 交付日 2 再交付事由 3 受給者番号 4 発行基準日 5 適用年月

給付集計情報

1 サービス提供年度 2 事業者番号 3 利用量

介護保険情報

1 介護保険被保険者番号 2 要介護状態区分 3 認定期間開始日 4 認定期間終了日

生保開廃情報

1 生活保護措置区 2 生活保護開始年月日 3 生活保護廃止年月日 4 停止年月日 5 停止解除年月日 6 担当CW

<団体内統合宛名システム>

- ・個人番号
- ・団体内統合宛名番号
- ・4情報
- ・宛名番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

<オンライン申請管理システム>

- ・署名データ
- ・署名用電子証明書
- ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)
- ・シリアル番号情報ファイル(抽出日、抽出開始日、該当件数、ダミー、市町村コード、住基宛名番号、利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、利用者証明用電子証明書シリアル番号)
- ・宛名番号等ファイル(手続きコード、受付番号、シリアル番号、番号体系、住基個人コード)
- ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続バージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所)
- ・業務固有番号
- ・添付書類

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>○情報共有基盤システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 <p>○オンライン申請管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 ・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <p>○オンライン申請管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【障害福祉システムにおける措置】 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ操作できる仕組みとする。 ・情報の提供及び移転を行う際の操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <p>○団体内統合宛名システムの画面において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ団体内統合宛名システムを使用できる仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・団体内統合宛名システムでは個人番号、団体内統合宛名番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。 	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>○ID・パスワードの発効及び失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 <p>○アクセス権限の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 <p>○特定個人情報の使用の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。 	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>—</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 <<その他、仕様書等で規定している内容を記入>>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体内統合宛名システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ団体内統合宛名システムを使用できる仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入力できないように制御する。 ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名番号システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり
再発防止策の内容	別紙のとおり
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
具体的な方法	<横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 ≪その他、所管課での取り組みがあれば記入≫ <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>横浜市役所 健康福祉局障害施策推進課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3601</p>
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	表紙 特記事項	-	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務について記載している。	事前	
令和6年12月20日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	-	オンライン申請管理システム	事前	
令和6年12月20日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	-	<p>オンライン申請管理システムは、マイナポータル上のサービス検索・電子申請機能から提出された申請データをダウンロードし、表示、印刷、ステータス管理等を行う機能を有する。</p> <p>(1) シリアル番号紐付情報の取得 申請データには、申請者を特定するための情報として、申請者の、利用者証明用電子証明書のシリアル番号（以下「シリアル番号」という。）が含まれる。オンライン申請管理システムは住民基本台帳ネットワークシステムからシリアル番号に対応する住基個人コードを受領し、申請者を特定するための情報として用いる。</p> <p>(2) 申請データの取り込み オンライン申請管理システムは、申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする。</p> <p>(3) 申請データのデータベース格納 申請データは、1申請ごとに1つの申請ZIPファイルに格納されるため、オンライン申請管理システムは申請ZIPファイルを展開し、データや添付ファイルをオンライン申請管理システムのデータベース等に格納する。</p> <p>(4) シリアル番号による申請者特定 申請者の特定を効率的に行うため、申請ZIPファイル内のシリアル番号から住基個人コードを(1)の機能を用いて取得し、データベース等に格納する。</p> <p>(5) 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データや添付書類等を参照する機能や、審査状況を設定する機能を有する。</p> <p>(6) 業務システムとの申請データ連携 業務システムが申請データを取得できるよう、申請データの連携を行う。</p>	事前	

令和6年12月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5 ③他のシステムとの接続	-	住民基本台帳ネットワークシステム その他(既存業務システム)	事前	
令和6年12月20日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一の84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項 ・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1項 ・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第1項	事後	重要な変更には該当しないため
令和6年12月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 番号法第19条第17号 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務 【照会】 番号法第19条第9号	【情報提供】 番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、81項、125項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第1項、第17条第1項、第22条第1項、第39条第1項、第44条第1項、第77条第1項、第82条第1項、第83条第1項、第127条第1項、第146条第1項、第157条第1項 【情報照会】 番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項、145項、146項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務 【情報照会】 番号法第19条第9号	事後	重要な変更には該当しないため

<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目</p>	<p><主な記録項目> その他識別番号(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報</p> <p><その妥当性> 【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3)</p>	<p><主な記録項目> 個人番号、その他識別番号(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、その他(電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号)</p> <p><その妥当性> 【個人番号】対象者を正確に特定するために保有 【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3) 【電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号】申請者の本人確認のために保有</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法</p>	<p>紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム</p>	<p>紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(サービス検索・電子申請機能)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3</p>	<p>-</p>	<p>オンライン申請管理システム運用保守業務委託</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～6 ①法令上の根拠</p>	<p>【提供先1】 番号法 第19条第8項 別表第二 16項 【提供先2】 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 【提供先3】 番号法 第19条第8項 別表第二 56の2項 【提供先4】 番号法 第19条第8項 別表第二 57項 【提供先5】 番号法 第19条第8項 別表第二 87項 【提供先6】 番号法 第19条第8項 別表第二 116項</p>	<p>【提供先1】 ・番号法第19条第8号 ※提供先2～6についても同様 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1項 【提供先2】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項 【提供先3】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 【提供先4】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表81項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条第1項 【提供先5】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項 【提供先6】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>
<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～4 ①法令上の根拠</p>	<p>【移転先1】 番号法 第19条第8項 別表第二 56の2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先2】 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先3】 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項 【移転先4】 番号法 第19条第8項 別表第二 87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項</p>	<p>【移転先1】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 【移転先2】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 【移転先3】 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 【移転先4】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>

<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p><横浜市における措置> 障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><横浜市における措置> 障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p><統合番号連携システム></p>	<p><団体内統合宛名システム></p>		
<p>令和6年12月20日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p>・統合番号</p>	<p>・団体内統合宛名番号</p>		
<p>令和6年12月20日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p>・業務固有番号</p>	<p>・宛名番号</p>		
<p>令和6年12月20日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p>-</p>	<p>(オンライン申請管理システム) ・署名データ ・署名用電子証明書 ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別) ・シリアル番号情報ファイル(抽出日、抽出開始日、該当件数、ダミー、市町村コード、住基宛名番号、利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、利用者証明用電子証明書シリアル番号) ・宛名番号等ファイル(手続きコード、受付番号、シリアル番号、番号体系、住基個人コード) ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続バージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所) ・業務固有番号 ・添付書類</p>	<p>事前</p>	

令和6年12月20日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 オンライン申請管理システム における措置	-	<p>【目的外の入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の情報及び入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。 <p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。 	事前	
令和6年12月20日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 オンライン申請管理システム における措置	-	<p>【目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。 <p>【権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 	事前	
令和6年12月20日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月16日	令和6年12月20日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	統合番号連携システム	団体内統合宛名システム	事前	

<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 (1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>	<p>団体内統合宛名システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 団体内統合宛名番号とは、本市において一意に個人を特定する番号のことをいう。 (1) 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 宛名番号・団体内統合宛名番号変換機能 団体内統合宛名番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 統合番号連携システムと中間サーバー間のデータ連携機能。(既存業務システムは統合番号連携システム経由でデータの取得及び送信を行う) (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 団体内統合宛名システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続</p>	<p>[]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(中間サーバー、既存業務システム)</p>	<p>[]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他(中間サーバー)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称</p>		<p>統合番号連携システム</p>	<p>事後</p>	<p>項ずれのため</p>

<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能</p>		<p>統合番号連携システムは、団体内統合宛名システム、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(3) データ連携機能 既存業務システムと団体内統合宛名システム間のデータ連携機能。</p> <p>(4) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p>	<p>事前</p>	<p>項ずれのため</p>
<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他システムとの接続</p>		<p>[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(団体内統合宛名システム、既存業務システム)</p>	<p>事後</p>	<p>項ずれのため</p>

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和6年12月20日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、81項、125項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第1項、第17条第1項、第22条第1項、第39条第1項、第44条第1項、第77条第1項、第82条第1項、第83条第1項、第127条第1項、第146条第1項、第157条第1項 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項、145項、146項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項 <p>番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務</p> <p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第9号</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課
②所属長の役職名	障害施策推進課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉システム(障害福祉サービス等)特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費、地域生活支援サービス費の受給者、その配偶者及び保護者
その必要性	上記給付の支給決定、利用者負担の上限月額決定をするために必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書 シリアル番号)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号】対象者を正確に特定するために保有 【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3) 【電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号】申請者の本人確認のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	健康福祉局障害施策推進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (主治医)							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)							
③使用目的 ※	支給決定情報の管理、障害支援区分の認定、負担上限月額の決定							
④使用の主体	使用部署 健康福祉局障害施策推進課、障害自立支援課、障害施設サービス課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ヶ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課							
	使用者数 [1,000人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	(1) 主治医からの医師意見書を障害支援区分認定に使用 (2) 地方税関係情報を利用者負担の上限月額決定に使用 (3) 医療保険関係情報を療養介護医療費の算定に使用 (4) 障害者手帳情報を障害福祉サービス支給決定の要件確認に使用 (5) 生活保護情報を利用者負担の上限月額決定に使用 (6) 介護関係情報を障害福祉サービスと介護保険サービスとの給付調整に使用 (7) 年金関係情報を情報特定障害者特別給付費の算定に使用							
情報の突合	本人および主治医からの情報は障害福祉番号(内部識別番号)、庁内他部署からの情報は個人基本番号(内部識別番号)にて突合							
⑥使用開始日	平成28年1月4日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 運用保守業務委託		
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 スリーエス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	システムの管理作業及び処理作業
委託事項2 介護給付費等支払業務委託		
①委託内容	介護給付費等の支払業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	地域生活支援サービス費の支払支援業務

委託事項3		オンライン申請管理システム運用保守業務委託								
①委託内容		システム障害時の対応及び修正プログラムの適用等の運用保守作業を、民間事業者に委託することにより、専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。								
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		富士通Japan株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	<選択肢>									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 									
⑥再委託事項	オンライン申請管理システム運用保守支援業務									
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)										
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1		都道府県知事又は市町村長								
①法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1項 								
②提供先における用途		児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務								
③提供する情報		障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報								
④提供する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 1万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上	
<選択肢>										
1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満									
3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満									
5) 1,000万人以上										
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者								
⑥提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()								
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度								

提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項
②提供先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち被災者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表81項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条第1項
②提供先における用途	児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)及び療養介護医療費の受給者のうち手当改定児童
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要支援者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先6	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち地域子ども・子育て支援事業対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち被災者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回

移転先2	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務
③移転する情報	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人未満]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	月1回
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><横浜市における措置></p> <p>障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉局障害施策推進課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局窓口サービス課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※	障害福祉サービス等の支給決定記録の管理
④使用の主体	使用部署 健康福祉局障害施策推進課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ヶ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課
	使用者数
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 ・住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。
情報の突合	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
⑥使用開始日	平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 運用業務委託		
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 日本ソフトウェアマネジメント株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	運用支援業務
委託事項2 オペレーション業務委託		
①委託内容	システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社SH-Net		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<横浜市における措置>

- ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。
- ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。
- ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。
- ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
- ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。
- ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。
- ・申請書等の紙書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(障害福祉システム(障害福祉サービス等) 特定個人情報ファイル)

個人基本情報

1 個人基本番号 2 名寄せ番号 3 情報源コード 4 個人コード 5 個人種別 6 住民状態 7 世帯コード(住基) 8 世帯コード(外国人)
9 氏名(カナ) 10 氏名(漢字) 11 通称名(カナ) 12 通称名(漢字) 13 性別 14 生年月日 15 続柄(コード) 16 続柄(漢字) 17 市
民年月日 18 異動年月日 19 異動事由コード 20 届出年月日 21 住所_郵便番号 22 住所_住所 23 住所_方書 24 国籍コード 25 在
留資格 26 在留期間 27 併記名(カナ) 28 併記名(漢字)

利用者台帳情報

1 障害福祉番号 2 区受給者番号 3 児相受給者番号 4 住記区コード 5 申請受付区コード 6 申請受付児相コード 7 利用者区分
コード 8 氏名区分コード 9 情報提供同意コード 10 障害種別(身体) 11 障害種別(知的) 12 障害種別(精神) 13 障害種別(発達)
14 障害種別(難病) 15 優先障害種別コード 16 送付先氏名(カナ) 17 送付先氏名(漢字) 18 送付先郵便番号 19 送付先住所 20
送付先方書 21 送付先電話番号 22 保護者氏名(カナ) 23 保護者氏名(漢字) 24 保護者郵便番号 25 保護者住所 26 保護者方書
27 保護者電話番号 28 保護者生年月日 29 保護者続柄コード 30 受給者証郵便番号 31 受給者証住所 32 受給者証方書 33 認定
結果コード 34 二次判定障害程度区分コード 35 認定期間開始日 36 認定期間終了日 37 スコア認定期間開始日 38 スコア認定期間
終了日

基本調査情報

1 申請日 2 給付区分 3 障害種別 4 (申請者)カナ氏名 5 (申請者)漢字氏名 6 (申請者)生年月日 7 (申請者)年齢 8 (申請者)郵便番
号 9 (申請者)居住地 10 (申請者)電話番号 11 (調査対象者)カナ調査対象者 12 (調査対象者)漢字調査対象者 13 (調査対象者)生年
月日 14 (調査対象者)年齢 15 (調査対象者)申請者との続柄 16 身体障害者手帳番号 17 療育手帳番号 18 精神障害者保健福祉
手帳番号 19 難病コード 20 難病名称 21 (医師)意見書依頼日 22 (医師)意見書入手日 23 (医師)医療機関コード 24 (医師)医師
コード 25 (医師)医療機関一郵便番号 26 (医師)医療機関一所在地 27 (医師)医療機関一電話番号 28 (指定相談支援事業者)調査
依頼日 29 (指定相談支援事業者)実施日 30 (指定相談支援事業者)所属機関 31 (指定相談支援事業者)委託区分 32 (指定相談支
援事業者)認定調査員コード 33 (指定相談支援事業者)認定調査員資格コード 34 (指定相談支援事業者)実施場所 35 (調査対象者)
性別コード 36 (調査対象者)家族等連絡先一郵便番号 37 (調査対象者)家族等連絡先一住所 38 (調査対象者)家族等連絡先一電話
番号 39 (調査対象者)家族等連絡先一漢字氏名 40 (調査対象者)家族等連絡先一調査対象者との関係 41 (概況調査)身体障害者等
級 42 (概況調査)身体障害者の種類 43 (概況調査)療育手帳等級 44 (概況調査)精神障害保健福祉手帳等級 45 (概況調査)障害基
礎年金等級 46 (概況調査)その他の障害年金等級 47 (概況調査)生活保護の受給 48 一次判定日 49 訓練等スコア決定日 50 行動
援護スコア決定日 51 一次判定結果 52 判定スコア 53 総合評価項目得点(起居動作) 54 総合評価項目得点(生活機能I(食事・排
泄等)) 55 総合評価項目得点(生活機能II(移動・清潔等)) 56 総合評価項目得点(視聴覚機能) 57 総合評価項目得点(応用日常生活
動作) 58 総合評価項目得点(認知機能) 59 総合評価項目得点(行動上の障害(A群)) 60 総合評価項目得点(行動上の障害(B
群)) 61 総合評価項目得点(行動上の障害(C群)) 62 総合評価項目得点(特別な医療) 63 総合評価項目得点(麻痺・拘縮) 64 総
合評価項目得点(その他) 65 訓練等給付スコア 66 行動援護スコア 67 (介護給付費)審査会資料作成日 68 (介護給付費)審査会予
定日 69 (介護給付費)合議体コード 70 (介護給付費)審査会資料番号 71 (介護給付費)二次判定日 72 (介護給付費)二次判定結果
73 (介護給付費)変更事項コード 74 (介護給付費)認定有効期間 75 (介護給付費)審査会意見の有無 76 (介護給付費)審査会意見
77 (介護給付費)支給決定日 78 (介護給付費)支給有効開始日 79 (訓練等給付費)暫定支給決定日 80 (訓練等給付費)支給決定日
81 (地域相談支援給付費)支給有効開始日 82 (地域相談支援給付費)支給決定日 83 (認定調査)移動や動作等に関連する項目 84
(認定調査)身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 85 (認定調査)意思疎通等に関連する項目 86 (認定調査)行動障害に関
連する項目 87 (認定調査)特別な医療に関連する項目 88 (医師意見書)麻痺 89 (医師意見書)関節の拘縮 90 (医師意見書)てんかん
91 (医師意見書)二軸評価 92 (医師意見書)生活障害評価

障害支援区分認定情報

1 認定申請日 2 認定申請事由 3 給付区分(介護給付) 4 給付区分(訓練等給付) 5 訪問調査依頼日 6 訪問調査希望日 7 調査実
施機関事業所番号 8 調査実施機関調査員番号 9 調査実施市職員所属区コード 10 調査実施市職員コード 11 訪問調査実施日 12
訪問調査実施期限 13 訪問調査依頼書発行日 14 訪問調査依頼書決裁日 15 医師意見書作成依頼日 16 意見書作成依頼先都道
府県コード 17 意見書作成依頼先医療機関番号 18 意見書作成担当医師コード 19 意見書返送日 20 意見書返送期限 21 進達日
22 一次判定実施期限 23 一次判定実施日 24 一次判定障害程度区分 25 認定有効期間 26 審査会日 27 審査会コード 28 認定年
月日 29 認定結果区分コード 30 二次判定障害程度区分コード 31 認定結果理由 32 障害程度区分変更理由コード 33 認定期間開
始日 34 認定期間終了日 35 スコア有効期間開始日 36 スコア有効期間終了日 37 認定通知期限 38 審査会意見 39 認定結果通
知書番号 40 認定結果通知書発行日 41 前回二次判定障害程度区分コード 42 前回認定終了日 43 申請取下理由 44 申請取下日

支給サービス情報

1 サービスコード 2 担当区コード 3 状態コード 4 申請日 5 支給開始基準日 6 申請事由コード 7 申請_支給量 8 申請_二人派遣支
給量 9 申請_支給開始日 10 申請_支給終了日 11 申請_8日控除支給量フラグ 12 申請_暫定支給フラグ 13 申請_暫定支給開始日
14 申請_暫定支給終了日 15 決定年月日 16 決定_支給量 17 決定_二人派遣支給量 18 1回あたりの利用時間数 19 決定_支給開始
日 20 決定_支給終了日 21 決定_8日控除支給量フラグ 22 決定_暫定支給フラグ 23 決定_暫定支給開始日 24 決定_暫定支給終了
日 25 変更_支給量 26 変更_二人派遣支給量 27 変更_適用開始日 28 変更_適用終了日 29 変更_8日控除支給量フラグ 30 不支給
決定日 31 不支給理由コード 32 保留年月日 33 保留理由コード 34 取下年月日 35 取下理由コード 36 却下年月日 37 却下理由
コード 38 取消年月日 39 取消決定日 40 取消理由コード 41 加算情報 42 優先支給期間開始日 43 優先支給期間終了日 44 優
先8日を控除した日数とするフラグ 45 優先支給量 46 優先二人派遣支給量

収入情報

1 所得年度 2 適用年月(開始) 3 適用年月(終了) 4 生保区分 5 本人課税区分 6 合計所得額 7 年金等収入 8 特障手当等収入 9 工賃等就労収入 10 在日外国人福祉給付金 11 仕送りによる収入 12 不動産の家賃収入 13 その他収入 14 その他生活費 15 租税 16 社会保険料 17 負担上限額境界層該当 18 境界層該当後負担上限月額 19 補足給付境界層該当 20 境界層該当後補足給付月額 21 個別減免預貯金額 22 個別減免一定の不動産以外の不動産 23 世帯員課税区分 24 配偶者課税区分 25 負担軽減申請生計中心者氏名 26 負担軽減申請世帯員数 27 負担軽減申請世帯収入 28 負担軽減申請世帯預貯金額 29 負担軽減申請世帯一定の不動産以外の不動産 30 障害基礎年金1級受給者フラグ 31 本人市民税所得割額 32 配偶者市民税所得割額 33 合算市民税所得割額 34 個別減免該当フラグ 35 食事負担額区分コード 36 老人保健医療該当フラグ 37 市民税所得割額区分 38 配偶者個人基本番号 39 配偶者氏名 40 保護者個人基本番号 41 保護者氏名

上限額決定情報

1 市基準負担区分 2 市基準負担上限額 3 適用年月 4 児相適用年月 5 国基準負担区分 6 国基準負担上限額 7 社福減免認定額(市基準) 8 社福減免認定額(国基準) 9 補足給付認定額(市基準) 10 補足給付認定額(国基準) 11 補足給付適用年月日 12 補足給付対象サービスコード 13 階層年度 14 法第31条に基づく給付率 15 法第31条に基づく給付率有効期間 16 個別減免該当フラグ 17 療養介護(福祉部分) 18 療養介護(医療部分) 19 療養介護(食事負担額) 20 食事提供加算コード

療養介護医療機関情報

1 都道府県コード 2 医療機関番号 3 被保険者証番号 4 保険者名 5 保険者番号

療養介護受給者証情報

1 担当区コード 2 公費負担受給者番号 3 交付年月日

上限額管理情報

1 上限額管理判定結果 2 上限額管理事業所 3 判定日 4 適用年月 5 国基準負担上限月額 6 想定負担額 7 上限額管理適用期間 8 上限額管理取消日

通知書発行履歴情報

1 発行日 2 通知書番号 3 帳票ファイル名

受給者証発行履歴情報

1 交付日 2 再交付事由 3 受給者番号 4 発行基準日 5 適用年月

給付集計情報

1 サービス提供年度 2 事業者番号 3 利用量

介護保険情報

1 介護保険被保険者番号 2 要介護状態区分 3 認定期間開始日 4 認定期間終了日

生保開廃情報

1 生活保護措置区 2 生活保護開始年月日 3 生活保護廃止年月日 4 停止年月日 5 停止解除年月日 6 担当CW

(統合番号連携ファイル)

統合番号連携ファイル情報

1 個人番号 2 統合番号 3 4情報 5 業務固有番号 6 自動応答不可フラグ用サイン

(オンライン申請管理システム)

・署名データ

・署名用電子証明書

・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)

・シリアル番号情報ファイル(抽出日、抽出開始日、該当件数、ダミー、市町村コード、住基宛名番号、利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、利用者証明用電子証明書シリアル番号)

・宛名番号等ファイル(手続きコード、受付番号、シリアル番号、番号体系、住基個人コード)

・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所)

・業務固有番号

・添付書類



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○情報共有基盤システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにする。 <p>○オンライン申請管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>○情報共有基盤システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 <p>○オンライン申請管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 ・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <p>○オンライン申請管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【障害福祉システムにおける措置】 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ操作できる仕組みとする。 ・情報の提供及び移転を行う際の操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり
再発防止策の内容	別紙のとおり
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている [<input type="checkbox"/>] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：業務固有番号には個人基本番号を付番し正確に紐付を行う。 <p>また、住民登録外の者については、統合端末を用いて本人確認を行う。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 <p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 <p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>○本人から情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。
その他の措置の内容	<p>○ID・パスワードの発効及び失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 <p>○アクセス権限の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 <p>○特定個人情報の使用の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり
再発防止策の内容	別紙のとおり
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている [<input type="checkbox"/>] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>横浜市役所 健康福祉局障害施策推進課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3601</p>
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第5項	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一の84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項 ・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項	事後	記載漏れによるもの。
平成31年3月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16項、26項、56の2項、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 番号法第19条第16号 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務 【照会】 番号法第19条第8号	事後	記載漏れによるもの。

平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害企画課長 山田 洋	障害企画課長	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	財政局税務課、健康福祉局介護保険課、生活支援課、障害者更生相談所	財政局税務課、健康福祉局介護保険課、高齢在宅支援課、生活支援課、障害者更生相談所、こころの健康相談センター	事後	記載漏れによるもの。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保土ヶ谷区高齢・障害支援課	保土ヶ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 移転件数	2件	4件	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7項 別表第二 56の2項	番号法 第19条第7項 別表第二 56の2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更には該当しないため。

平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7項 別表第二 26項	番号法 第19条第7項 別表第二 26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	—	健康福祉局生活福祉部生活支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	—	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途	—	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ③移転する情報	—	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報	事後	重要な変更には該当しないため。

平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	1万人未満	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥移転方法	—	庁内連携システム	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑦時期・頻度	—	照会があった都度	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	—	健康福祉局生活福祉部生活支援課	事後	重要な変更には該当しないため。

平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠	—	番号法 第19条第7項 別表第二 87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②移転先における用途	—	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ③移転する情報	—	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	1万人未満	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム)特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、療養介護医療費の受給者のうち要保護者等	事後	重要な変更には該当しないため。

平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	—	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑦時期・頻度	—	月1回	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保土ヶ谷区高齢・障害支援課	保土ヶ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	未定	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	未定	株式会社SH-Net	事後	重要な変更には該当しないため。

平成31年3月8日	<p>II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書等の紙書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p>	事後	表現の軽微な修正であるため。
平成31年3月8日	<p>III (障害福祉システム) リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限の職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p>・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	事後	セキュリティリスクを低減させる変更であるため。
平成31年3月8日	<p>III (障害福祉システム) リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール</p>	—	定めている	事後	重要な変更であるため。

平成31年3月8日	Ⅲ（障害福祉システム）リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ルール内容及びルール遵守の確認方法	—	【障害福祉システムにおける措置】 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ操作できる仕組みとする。	事後	重要な変更であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ（障害福祉システム）リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスクへの対策は十分か	—	【障害福祉システムにおける措置】 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ操作できる仕組みとする。	事後	重要な変更であるため。
平成31年3月8日	Ⅲ（障害福祉システム）リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	事後	重要な変更であるため。

<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○情報共有基盤システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ情報共有基盤システムを使用できる仕組みを構築する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・受給者番号の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>事後</p>	<p>表現の軽微な修正であるため。</p>
------------------	--	--	---	-----------	-----------------------

<p>平成31年3月8日</p>			<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
------------------	--	--	---	--	--

<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・障害福祉システム、情報共有基盤システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p>	<p>事後</p>	<p>セキュリティリスクを低減させる変更であるため。</p>
------------------	--	--	---	-----------	--------------------------------

<p>平成31年3月8日</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>上記と同じ</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>上記と同じ</p>
------------------	--------------	--------------	--	-----------	--------------

<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ (障害福祉システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>—</p>	<p>事後</p>	<p>適切な欄への移動であるため。。</p>
------------------	--	--	----------	-----------	------------------------

<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ（統合番号連携システム） リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>事後</p>	<p>表現の軽微な修正であるため。</p>
<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ（統合番号連携システム） リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザID・パスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p>事後</p>	<p>表現の軽微な修正であるため。</p>

<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ（統合番号連携システム） リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>○ID・パスワードの発効及び失効管理 ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更であるため。</p>
<p>平成31年3月8日</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>○アクセス権限の管理 ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p> <p>○特定個人情報の使用の記録 ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。</p>	<p>事後</p>	<p>上記と同じ</p>

<p>平成31年3月8日</p>	<p>Ⅲ（統合番号連携システム） リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により 誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>事後</p>	<p>表現の軽微な修正であるため。</p>
------------------	--	---	---	-----------	-----------------------

平成31年3月8日	上記と同じ	上記と同じ	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	上記と同じ
平成31年3月8日	IV (統合番号連携システム) 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335</p>	<p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p>	事後	重要な変更には該当しないため。

令和2年1月16日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	—	行政機関・独立行政法人等 厚生労働大臣	事後	令和元年10月30日から本格運用となったため。
令和2年1月16日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	神奈川県高齢・障害支援課 中区高齢・障害支援課 都筑区高齢・障害支援課	神奈川県高齢・障害支援課、こども家庭支援課 中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年1月16日	II (統合番号連携ファイル) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	神奈川県高齢・障害支援課 中区高齢・障害支援課 都筑区高齢・障害支援課	神奈川県高齢・障害支援課、こども家庭支援課 中区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年1月16日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/) 請求先に持参又は郵送。	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年1月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月4日	令和2年1月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和2年7月3日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重要な変更には該当しないため。
令和2年7月3日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害企画課長	障害施策推進課長	事後	部署名の変更のみであり、重要な変更には該当しないため。
令和2年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局障害企画課	健康福祉局障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重要な変更には該当しないため。
令和2年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体・使用部署	健康福祉局障害企画課、障害福祉課、障害支援課、障害者更生相談所	健康福祉局障害施策推進課、障害自立支援課、障害施設サービス課	事後	部署名の変更のみであり、重要な変更には該当しないため。
令和2年7月3日	II (統合番号連携システム)特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局障害企画課	健康福祉局障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重要な変更には該当しないため。

令和2年7月3日	II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体・使用部署	健康福祉局障害企画課	健康福祉局障害施策推進課	事後	部署名の変更のみであり、重要な変更には該当しないため。
令和2年7月3日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市 中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市 中区本町6-50-10 045-671-3884	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年7月3日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	横浜市役所 健康福祉局障害企画課 231-0018 横浜市 中区日本大通18 045-671-3601	横浜市役所 健康福祉局障害施策推進課 231-0005 横 浜市中区本町6-50-10 045-671-3601	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年7月3日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月16日	2020/1/16	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年7月29日	II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体・使用部署	西区高齢・障害支援課	西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

<p>令和3年7月29日</p>	<p>II (障害福祉システム) 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>・障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p>	<p><横浜市における措置> ・障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>
<p>令和3年7月29日</p>	<p>II (統合番号連携システム) 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体・使用部署</p>	<p>西区高齢・障害支援課</p>	<p>西区高齢・障害支援課、こども家庭支援課</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>

令和3年7月29日	Ⅱ(統合番号連携システム)特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年7月29日	Ⅲ(障害福祉システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(障害福祉システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(障害福祉システム)リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	表現の軽微な変更のため

令和3年7月29日	Ⅲ(統合番号連携システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(統合番号連携システム)リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	表現の軽微な変更のため
令和3年7月29日	Ⅲ(統合番号連携システム)リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年10月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 【照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第16号 【照会】 番号法第19条第8号	【提供】 番号法第19条第8号 【照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第17号 【照会】 番号法第19条第9号	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年10月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~6 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更には該当しないため

令和3年10月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1・2・4 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年10月19日	II 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更には該当しないため
令和4年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 北海道総合技術研究所	株式会社 スリーエス	事後	重要な変更には該当しないため
令和4年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更には該当しないため
令和4年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	-	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	事後	重要な変更には該当しないため

令和4年11月15日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項</p>		システムの管理作業及び処理作業	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年10月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年10月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 	事後	重要な変更には該当しないため

<p>令和5年10月17日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>
<p>令和5年10月17日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>
<p>令和5年10月17日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)</p>	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>

<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称</p>	<p>-</p>	<p>オンライン申請管理システム</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能</p>	<p>-</p>	<p>オンライン申請管理システムは、マイナポータル上のサービス検索・電子申請機能から提出された申請データをダウンロードし、表示、印刷、ステータス管理等を行う機能を有する。 (1) シリアル番号紐付情報の取得 申請データには、申請者を特定するための情報として、申請者の、利用者証明用電子証明書のシリアル番号（以下「シリアル番号」という。）が含まれる。オンライン申請管理システムは住民基本台帳ネットワークシステムからシリアル番号に対応する住基個人コードを受領し、申請者を特定するための情報として用いる。 (2) 申請データの取り込み オンライン申請管理システムは、申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする。 (3) 申請データのデータベース格納 申請データは、1申請ごとに1つの申請ZIPファイルに格納されるため、オンライン申請管理システムは申請ZIPファイルを展開し、データや添付ファイルをオンライン申請管理システムのデータベース等に格納する。 (4) シリアル番号による申請者特定 申請者の特定を効率的に行うため、申請ZIPファイル内のシリアル番号から住基個人コードを(1)の機能を用いて取得し、データベース等に格納する。 (5) 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データや添付書類等を参照する機能や、審査状況を設定する機能を有する。 (6) 業務システムとの申請データ連携 業務システムが申請データを取得できるよう、申請データの連携を行う。</p>	<p>事前</p>	

令和6年12月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続		住民基本台帳ネットワークシステム その他(障害福祉システム)	事前	
令和6年12月20日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一の84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項 ・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項	障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第7号)第60条第1項 ・番号法第9条第2項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)第4条第1項	事後	重要な変更には該当しないため
令和6年12月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 8項、11項、16項、20項、26項、53項、56の2項、57項、87項、108項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 108項、109項、110項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 番号法第19条第17号 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務 【照会】 番号法第19条第9号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、81項、125項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第1項、第17条第1項、第22条第1項、第39条第1項、第44条第1項、第77条第1項、第82条第1項、第83条第1項、第127条第1項、第146条第1項、第157条第1項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144項、145項、146項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項 番号法第9条第2項に基づき本市条例で定める独自利用事務 【情報照会】 番号法第19条第9号	事後	重要な変更には該当しないため

<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目</p>	<p><主な記録項目> その他識別番号(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報</p> <p><その妥当性> 【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3)</p>	<p><主な記録項目> 個人番号、その他識別番号(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、その他(電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号)</p> <p><その妥当性> 【個人番号】対象者を正確に特定するために保有 【その他識別番号】庁内の他のシステムに記録された情報と紐づけるために保有 【4情報及び連絡先】管理する対象の個人を特定し、連絡を取るために保有 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【医療保険関係情報】療養介護医療費の算定のため保有(障害者総合支援法第70条第2項) 【障害者福祉関係情報】障害福祉サービス等の支給決定に必要なため保有(障害者総合支援法第4条、第21条他) 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有(障害者総合支援法施行令第17条) 【介護関係情報】介護保険との給付調整の確認のため保有(障害者総合支援法第7条) 【年金関係情報】特定障害者特別給付費の算定のため保有(障害者総合支援法施行令第34条の3) 【電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号】申請者の本人確認のために保有</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法</p>	<p>紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム</p>	<p>紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(サービス検索・電子申請機能)</p>	<p>事前</p>	

令和6年12月20日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3</p>		オンライン申請管理システム運用保守業務委託	事前	
令和6年12月20日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~6 ①法令上の根拠</p>	<p>【提供先1】 番号法 第19条第8項 別表第二 16項</p> <p>【提供先2】 番号法 第19条第8項 別表第二 26項</p> <p>【提供先3】 番号法 第19条第8項 別表第二 56の2項</p> <p>【提供先4】 番号法 第19条第8項 別表第二 57項</p> <p>【提供先5】 番号法 第19条第8項 別表第二 87項</p> <p>【提供先6】 番号法 第19条第8項 別表第二 116項</p>	<p>【提供先1】 ・番号法第19条第8号 ※提供先2~6についても同様 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1項</p> <p>【提供先2】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項</p> <p>【提供先3】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項</p> <p>【提供先4】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表81項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条第1項</p> <p>【提供先5】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項</p> <p>【提供先6】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項</p>	事後	重要な変更には該当しないため

<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～4 ①法令上の根拠</p>	<p>【移転先1】 番号法 第19条第8項 別表第二 56の2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先2】 番号法 第19条第8項 別表第二 26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先3】 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項 【移転先4】 番号法 第19条第8項 別表第二 87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項</p>	<p>【移転先1】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 【移転先2】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 【移転先3】 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 【移転先4】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表125項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更には該当しないため</p>
-------------------	---	---	--	-----------	-----------------------

<p>令和6年12月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p><横浜市における措置> 障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><横浜市における措置> 障害福祉システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・障害福祉システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	
-------------------	---	---	---	-----------	--

<p>令和6年12月20日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目 オンライン申請管理システム</p>	<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・署名データ ・署名用電子証明書 ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別) ・シリアル番号情報ファイル(抽出日、抽出開始日、該当件数、ダミー、市町村コード、住基宛名番号、利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、利用者証明用電子証明書シリアル番号) ・宛名番号等ファイル(手続きコード、受付番号、シリアル番号、番号体系、住基個人コード) ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所) ・業務固有番号 ・添付書類 	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 オンライン申請管理システム における措置</p>	<p>-</p>	<p>【目的外の入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の情報及び入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。 <p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 <p>【入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。 	<p>事前</p>	

<p>令和6年12月20日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 オンライン申請管理システム における措置</p>	<p>-</p>	<p>【目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク】 ・当該事務に不要な内容は保持しておらず必要なでない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。 【権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク】 ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 ・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月20日</p>	<p>V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	<p>令和2年1月16日</p>	<p>令和6年12月20日</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

	公表年月日	内容	件数	再発防止策
1	令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。
2	令和4年11月11日	本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。	528件	委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。
3	令和5年9月11日	財政局において、「特別徴収個人別明細表」を本来送付すべきではない会社に送付してしまった。	217件	封筒の宛名作成の際には、会社ごとに付番している指定番号により送付先の検索を行うことを徹底する。また、このルールについて、研修等により改めて周知・徹底する。
4	令和6年1月15日	区役所で保管していた、自動車臨時運行許可申請書のファイルを1年度分誤廃棄した。	240件	課内で行政文書の廃棄に係るルールの再確認を実施し、行政文書の保管場所、保管方法の見直しを行った。また、文書廃棄の際に使用するチェックリストを作成し、2名以上で廃棄対象文書であることを確認しながら廃棄することを徹底する。
5	令和6年5月1日	区役所で保管していた、令和元年度に支給手続を行った介護保険の高額合算療養費に関する申請書等(特定個人情報を含む)を紛失した。誤廃棄をした可能性が高いと考えられる。	2559件	廃棄文書の保管箱に、廃棄年度ごとに色の違うテープを貼り、廃棄の時期を視覚的に明確にする。また、廃棄文書目録と対象文書を複数の職員で突合することを徹底する。
6	令和6年5月7日	こども青少年局で運営しているWEBサイト上で、WEBサイトの設定誤りにより、表示する必要のない市民の氏名が表示される状態となっていた。	1665件	本市と事業者で、WEBサイト上の全機能について点検を行った。サイト回数等を行う際は、稼働前の確認・テストを両者で徹底する。
7	令和6年5月15日	こども青少年局で、市内法人等と個人情報のやり取りを行っているクラウドサービス上で、閲覧権限の設定ミスにより、法人が、無関係な者の個人情報を閲覧できる状態となっていた。	468件	クラウドの権限設定等を変更する場合には、設定内容に誤りがないかを複数人で確認するよう徹底する。また、誤った権限を設定してしまった場合には、閲覧に制限がかかるよう、クラウドサービスの設定を修正した。